

弁護士法人イノベンティア 弁理士法人イノベンティア

知的財産権の専門家により知的財産法務の 総合的なサポートを提供

知的財産及びその周辺領域の 法務サービスと出願業務を ワンストップで提供

2021年6月、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードが改訂され、新たに、知的財産情報の開示と知的財産への投資についての取締役会の監督義務が盛り込まれました。知的財産に積極的に投資して経営に活かし、投資家に開示するという視点は、特に上場企業において重要性を増しており、強くかつ効率的な知財戦略を構築し、自社の知的財産を守るとともに、しっかりと活用することが、極めて重要な経営の基盤となり、また、時に企業存続の生命線ともなっています。

イノベンティアは、創業時から知的財産権に関連する網羅的なサービスの提供を業務の柱としており、弁護士と弁理士が協働して、知的財産権の取得から活用、行使までをワンストップでサポートしています。

具体的には、権利取得の段階においては、紛争も見据えた「強い権利」を取得できるよう、知財戦略の構築のサポートや出願手続を行うほか、発明の奨励とさらなる創出のために、適切な職務発明制度の構築に関する助言をしています。また、知財の活用の側面においては、他社との共同開発による事業化や、ライセンスなどによる経済利用が行われるところ、イノベンティアでは、こういった活動に必要となる各種契約の作成やレビューについても、国内契約、国際契約ともに豊富な経験を有しています。さらに、紛争の局面においても、弁護士と弁理士が協働して対応することにより、法律・技術の双方にわたって、攻撃と防御のいずれについても隙のない戦略を構築することができるほか、実戦から得た知見に基づき、第三者の権

利への抵触や、有効性に係る鑑定、また、これらの結果に基づいた事業活動における幅広い助言を行っています。

加えて、イノベンティアは、特許分野のみならず、ブランドや工業デザイン、ソフトウェアその他のコンテンツ、データ、営業秘密など、全ての知的財産法分野に豊富な経験と知見を有しており、企業の日常的な相談から紛争対応まで、あらゆるニーズにお応えしています。

企業のDX推進に関する 法務・知財分野の知見の提供

昨今、企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）が推進され、法務部門や知財部門では、それに伴う契約や知財といった法的問題に対応する必要が生じ、これまでITやソフトウェアの開発、知的財産などの問題になじみの薄かった企業においても、これらの分野に関連する各種契約を作成ないし検討するほか、事業活動に伴う様々な法律・知財問題に対応していくことが喫緊の課題となっています。

イノベンティアでは、IT分野においても、権利化から契約、紛争対応まで、網羅的なリーガルサービスを手掛けてきたほか、DXを推進する企業の法務・知財ニーズに応えるため、早い段階から様々な相談に応じています。

国際法務を含む 総合的な法務サポート

イノベンティアは、知的財産やその周辺領域におけるサービスのみならず、企業の法務部門を総合的にサポートする体制も備えています。特に、法律事務所利用時の法務担当者の負荷を可及的に軽減して積極的な活用を可能にするとともに、法



務部門の業務効率の向上、固定費削減に資することには注力してきました。

具体的なサービスとして、契約書のレビューに特化することで弊所のサービスを社内ワークフローに組み込めるように工夫した「InnoReview」や、一元化した料金体系による総合法律支援サービスである「InnoCounsel」は、多くの企業クライアントから好評を得ています。

また、外国法の有資格者や留学経験のある弁護士が複数在籍しているため、英文の契約書レビューや外資系企業とのやり取りについても円滑に対応しているほか、海外の法律事務所と連携することで、外国法令の調査、外国法準拠の契約書のレビューにも対応している点も特徴です。

さらに、イノベンティアの弁護士・弁理士は、国際仲裁や外国での特許権侵害訴訟のサポートについても、豊富な実戦経験と強力な海外ネットワークを有しているため、平時のみならず、紛争という有事の場においても、その地域や手続に即した適切な助言を行うことができ、また、こうした経験に基づき、日常業務における予防的アドバイスをを行うことができます。

弁護士法人イノベンティア・
弁理士法人イノベンティア
弁護士等数：弁護士14名、外国弁護士1名、弁理士6名
(2022年11月末現在)
代表弁護士：飯島 歩(第一東京弁護士会)
URL：<https://innoventier.com/>

大阪事務所
〒530-0001
大阪市北区梅田2-4-9ブリーゼタワー12階
TEL：06-6346-7580

東京事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビル北館14階
TEL：03-6261-6581

知的財産法について専門的知識を有し、国内外の紛争解決や各種取引に関して豊富な経験を積んだ弁護士・弁理士によって2016年4月に設立され、現在は、法律業務を行う弁護士法人イノベンティアと権利化を主たる業務とする弁理士法人イノベンティアとのパートナーシップ形態をとっています。知的財産法を中心とする事業者向けのサービスに特化することによって、高度に専門的なサービスの提供を可能にするとともに、強力な外部ネットワークを活用し、製造、IT、情報通信、運輸物流、物販、各種サービス業など、技術やブランドを事業の中核とする企業クライアントの様々な法務ニーズに応えています。